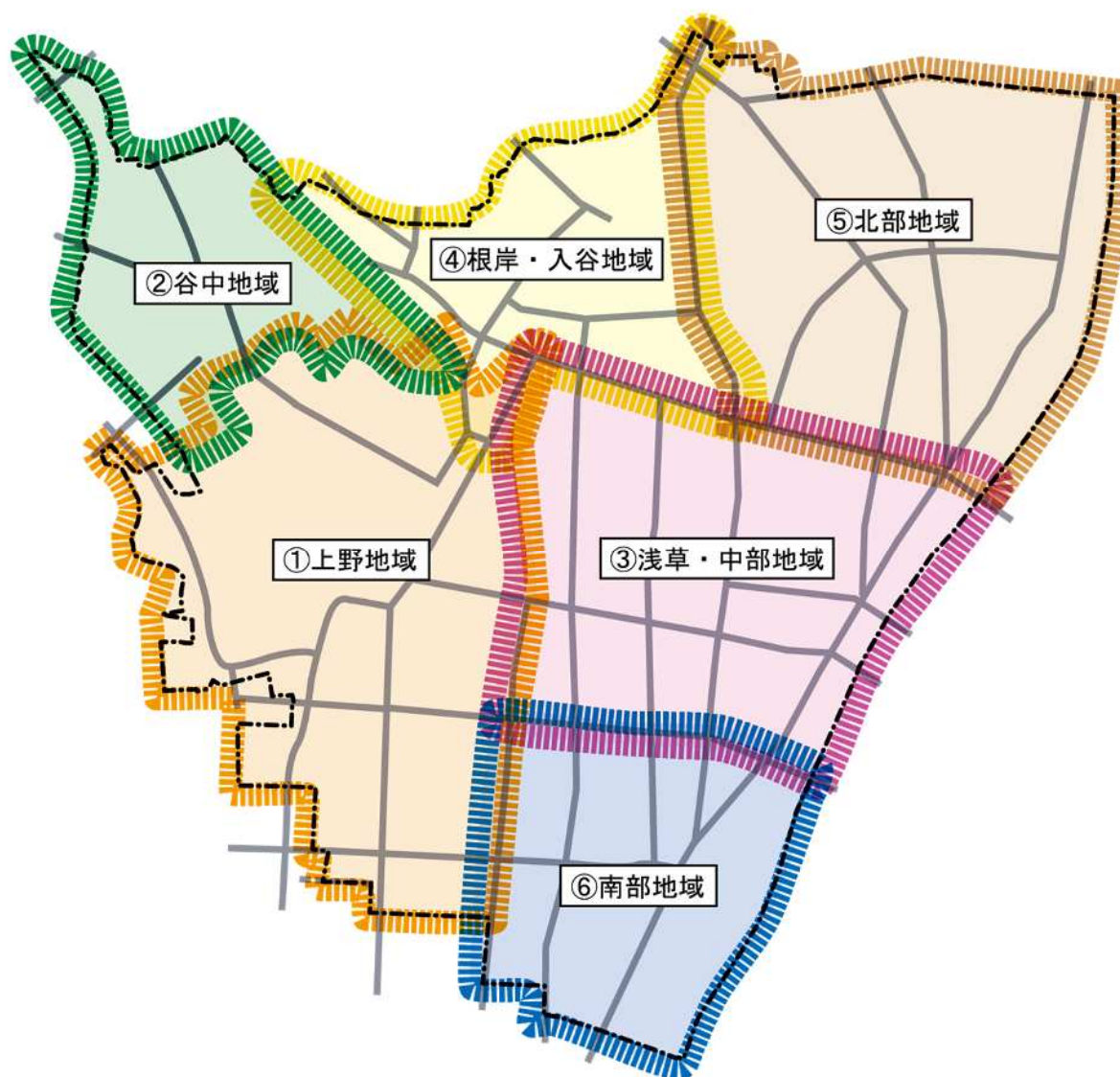


第5章 地域別まちづくり方針

基本的な考え方(本編P5-1)

- 台東区の歴史や伝統等を基本としたまちづくりを進めていくためには、まちづくりの主役となる多様な主体の参画のもと、まちづくりを自分たちの身近な問題として認識し、協働してまちづくりを考えていくことが必要不可欠である。
- そのためには、多様な主体にとってなじみやすい地域区分を行い、それぞれの地域の将来像を共有していくことが重要である。
- 地域別まちづくり方針は地域の歴史・伝統、生活、土地利用等の状況を踏まえ、6つの地域区分を設定し、地域固有の特性や課題に応じたまちづくり方針を示す。

地域特性に応じた水辺のあり方や市街地との一体性を示すため、現行のマスタープランに位置付けられている「水の拠点」は削除の上、「浅草・中部地域」、「北部地域」、「南部地域」において記載



上野地域

(本編P5-2~)

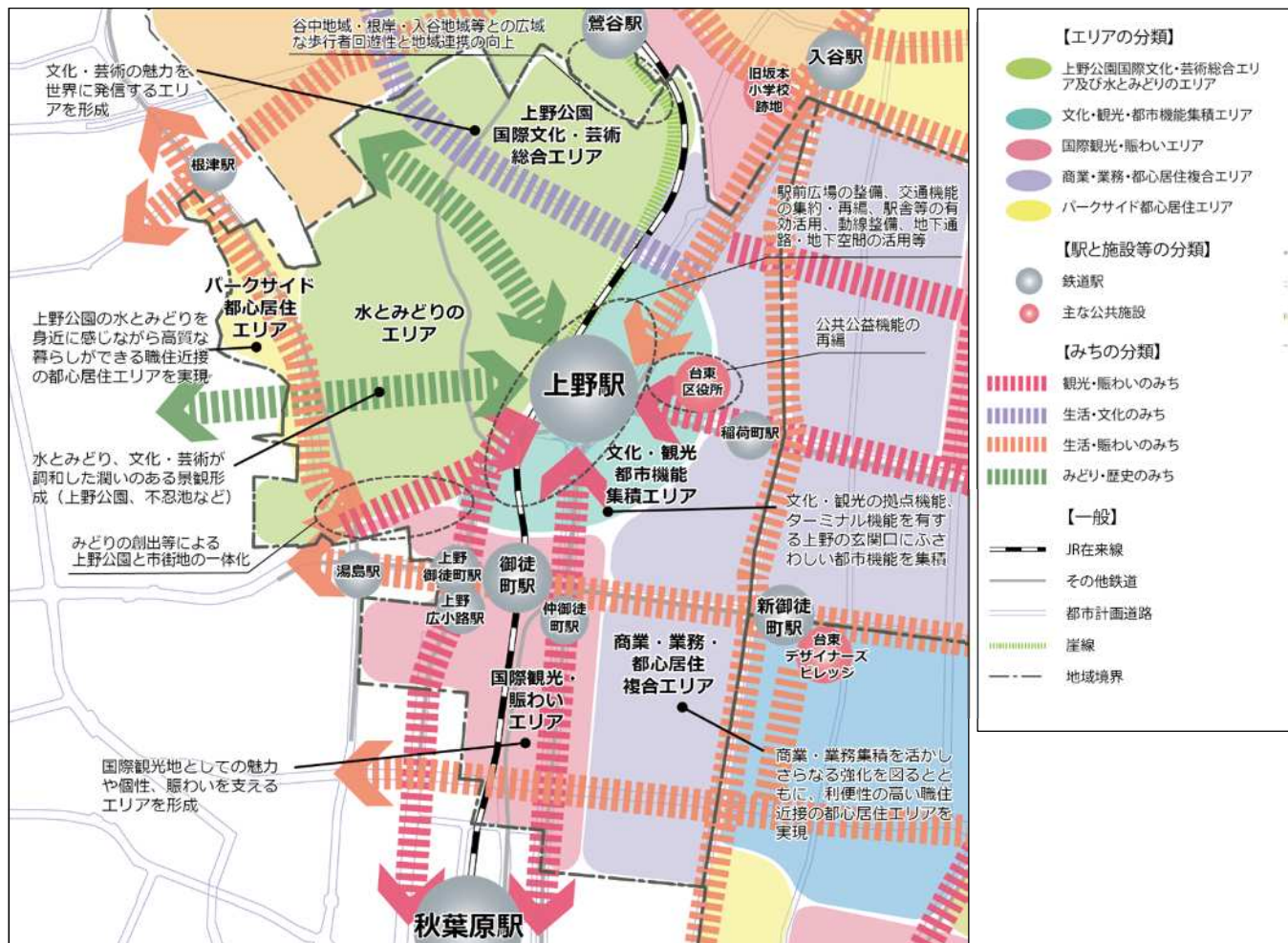
上野地域の将来イメージ(案)

「文化芸術立国」を先導し 日本と世界をつなぐ文化・芸術のまち

上野地域のまちづくり方針の骨子(案)

- (1) 国際競争力を有する文化・芸術の創造発信拠点の形成
- (2) 地域の個性を活かした魅力向上と新たな賑わいの創出
- (3) 歩行者の回遊性向上と周辺地域との連携強化
- (4) 駅周辺における都市基盤の充実
- (5) 利便性の高い居住環境の創出と商店街の活性化
- (6) 総合的な防災力の高いまちの実現

上野地域まちづくり方針図(案)



谷 中 地 域

(本編P5-8~)

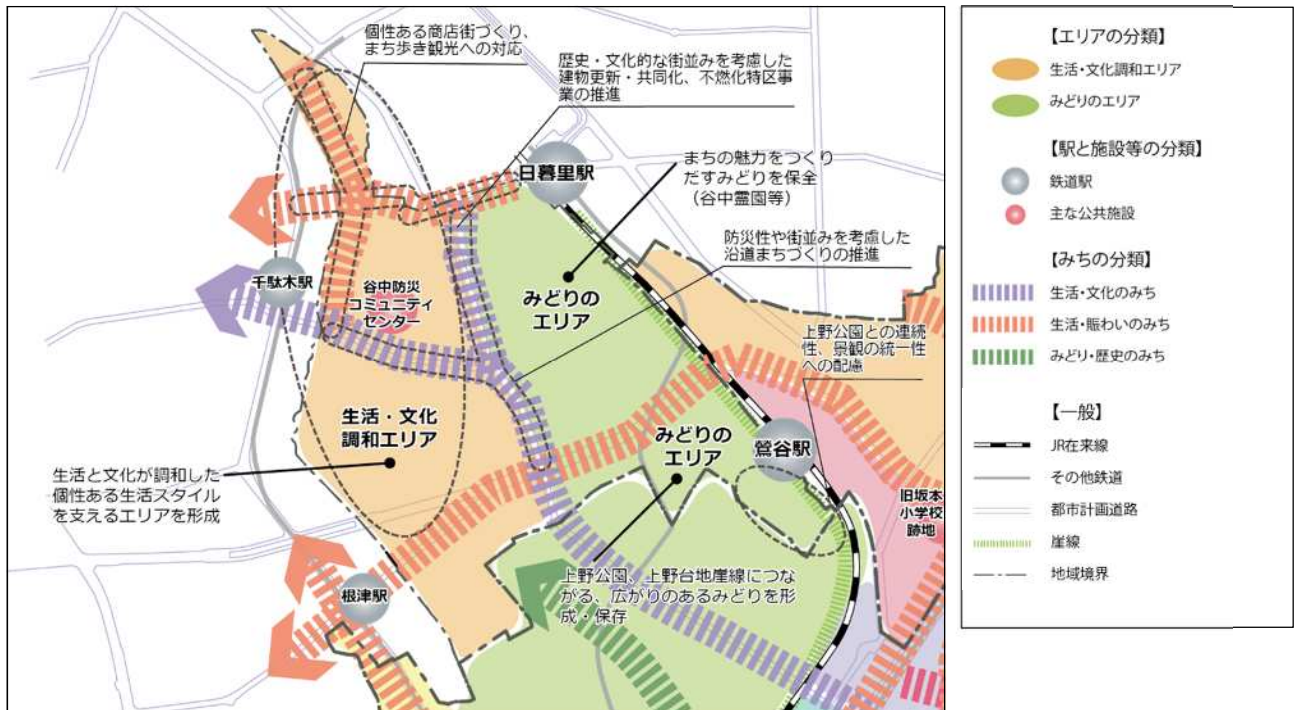
谷中地域の将来イメージ(案)

歴史・みどりを引き継いだ 生活・文化を大切にすまち

谷中地域のまちづくり方針の骨子(案)

- (1) 歴史・文化・自然の中で人びとが交流する
生活・文化調和ゾーンの形成
- (2) 地域の歴史を引き継いだ防災性の高いまちづくりの推進
- (3) 広い空と豊かなみどりを感じることができる景観誘導
- (4) 暮らしやすい居住環境の維持・保全
- (5) 歩いて暮らす谷中の特性を考慮した道路整備

谷中地域まちづくり方針図(案)



浅草・中部地域

(本編P5-14~)

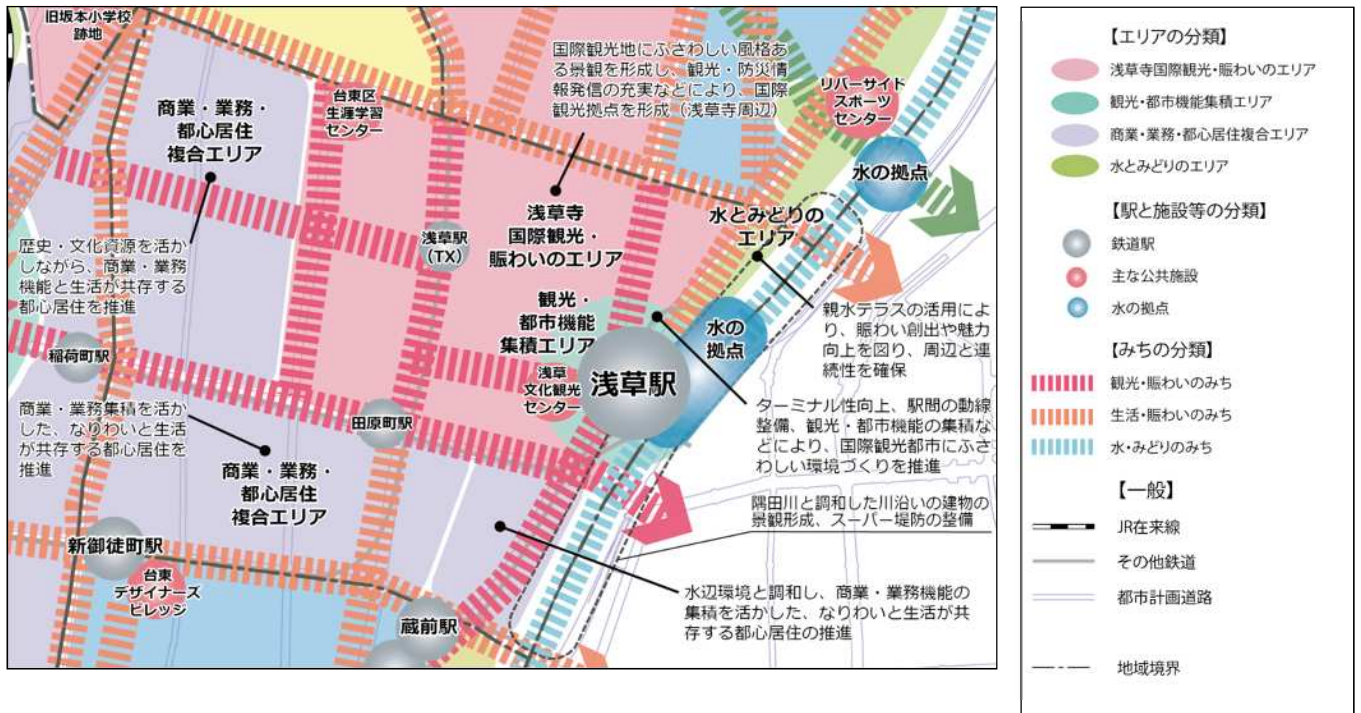
浅草・中部地域の将来イメージ(案)

歴史・文化を育み 新たな賑わいを創造するまち

浅草・中部地域のまちづくり方針の骨子(案)

- (1) 国際観光都市浅草にふさわしいまちづくりの推進
(浅草寺周辺の景観形成等)
- (2) 防災性の高いまちづくり
- (3) 伝統ある文化を活かした活気と賑わいのある商業空間の整備
- (4) 歴史・文化にふれ賑わいが広がる歩行者ネットワークの形成
- (5) 隅田川を基調とした景観形成と親水性の向上
- (6) 江戸から続く歴史の風情を感じる街並みの形成
- (7) 観光や商業、居住等の機能が共生するまちづくりの推進

浅草・中部地域まちづくり方針図(案)



根岸・入谷地域

(本編P5-20～)

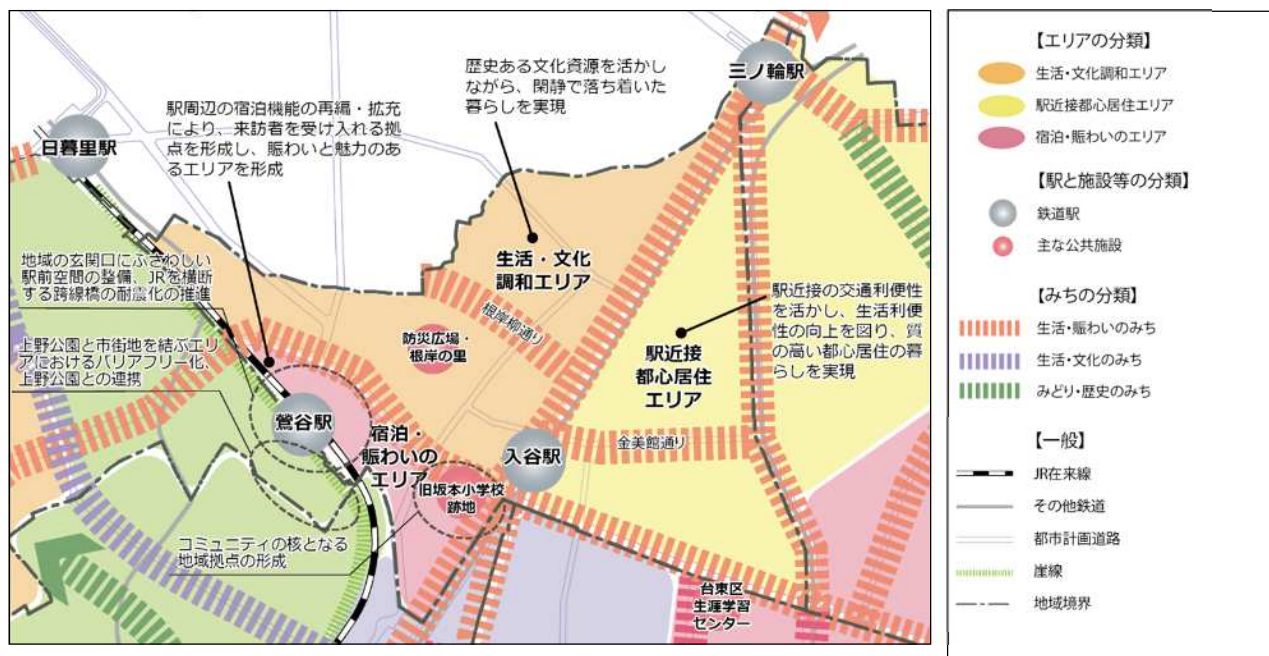
根岸・入谷地域の将来イメージ(案)

歴史や文化の風情を 感じながら暮らすまち

根岸・入谷地域のまちづくり方針の骨子(案)

- (1) 閑静で落ち着いた生活圏とそれを支える地域拠点の形成
- (2) 快適で利便性の高い生活環境の整備
- (3) 来街者の受入れ機能の向上
- (4) 防災性向上と落ち着いた風情が両立するまちの形成
- (5) 寺社や文化資源を巡る歩行者ネットワークの充実とみどりの創出

根岸・入谷地域まちづくり方針図(案)



北部地域

(本編P5-26～)

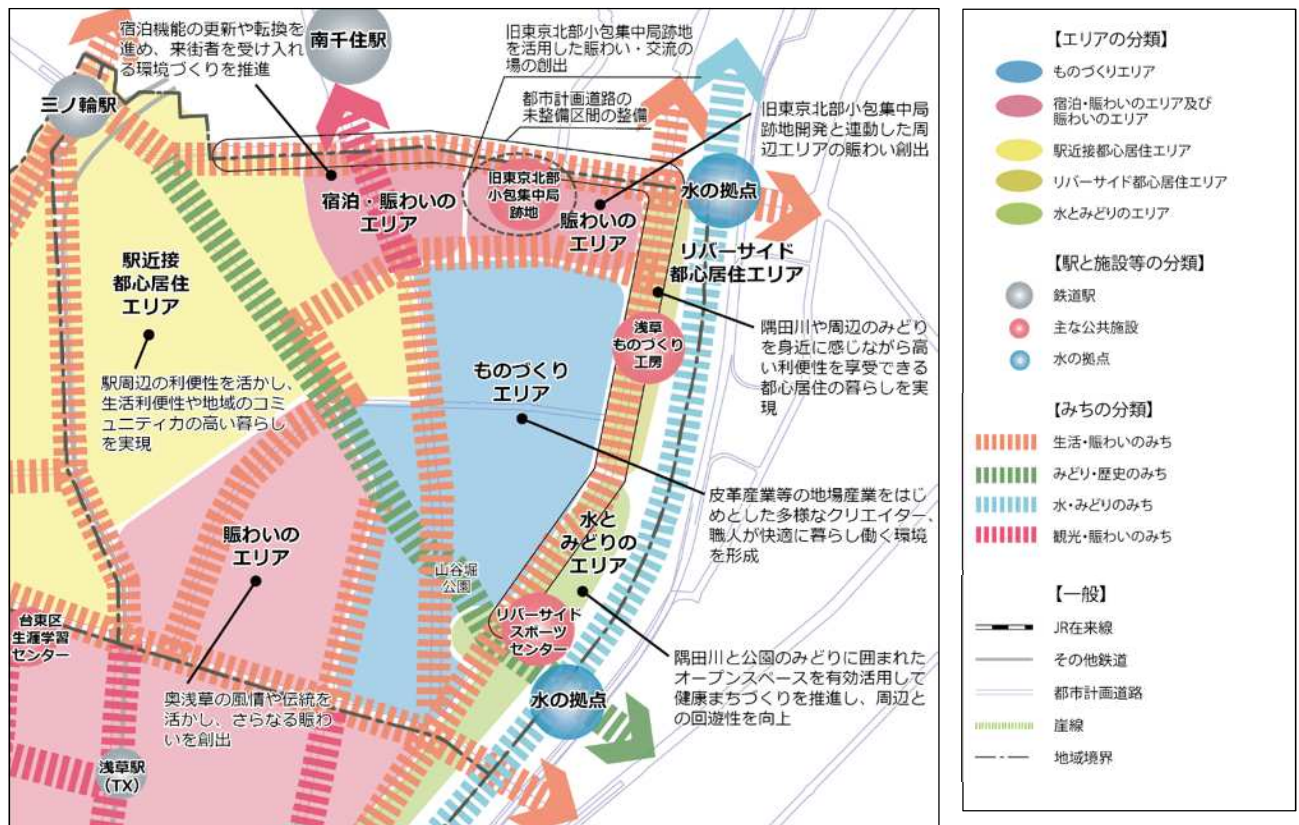
北部地域の将来イメージ(案)

人びとが共生し 住み働き続けられる便利なまち

北部地域のまちづくり方針の骨子(案)

- (1) 地域拠点の形成と地域内外の回遊性向上による
総合的な都市機能の向上
- (2) 地域の個性を活かした多様な賑わいの創出
(宿泊機能・ものづくり等)
- (3) 地域コミュニティを大切にする住みやすい生活圏の形成
- (4) 地域の防災性の向上
- (5) 浅草との連続性を確保するみどりがあふれるネットワークづくり

北部地域まちづくり方針図(案)



南部地域

(本編P5-32~)

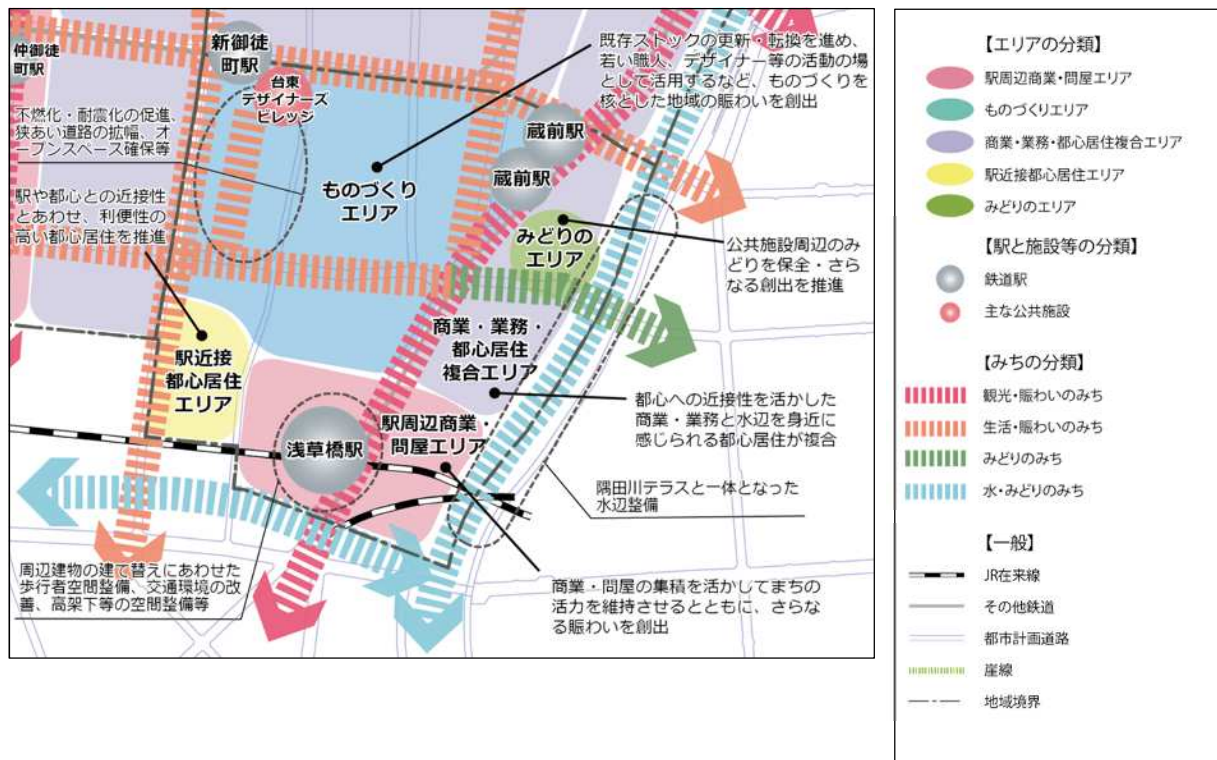
南部地域の将来イメージ(案)

新しい職住近接スタイルを実現し、 次なる産業や価値観を生ま育てるまち

南部地域のまちづくり方針の骨子(案)

- (1) ものづくりによる賑わいの創出と魅力向上
- (2) 利便性の高い魅力的な生活環境の創出
- (3) 回遊性の向上と賑わいの創出
- (4) 地域の防災性向上
- (5) 水とみどり、歴史と文化を感じる地域づくり

南部地域まちづくり方針図(案)



第6章 まちづくりの実現に向けて

1 協働によるまちづくりの推進(本編P6-2~)

- (1) 協働によるまちづくりの推進
- (2) まちづくりの主体と役割

- まちづくりにおいては、市民の価値観やニーズが多様化しており、多くの異なる意見を調整し、合意形成を図りながら進めていくことが重要
- まちづくりの主体は、様々な人々や組織が存在し、それぞれの役割を認識し、協働してまちづくりにかかわる



2 地域主体のまちづくりの推進(本編P6-4~)

- (1) 地域ごとのまちづくりの推進
- (2) 地域での組織化・ルールづくりへの支援
- (3) 地域からのまちづくりの提案の促進
- (4) 住民・企業等による地域の主体的な取り組みによるマネジメント組織

地域でのルールづくりのための制度

【地域での将来像の検討】

ex) 上野地区 谷中地区 北部地区

【ルールづくりのための制度】

ex) 地区計画、景観協定、緑化協定、建築協定 等

地域での組織づくりのための制度

【組織づくりのための制度】

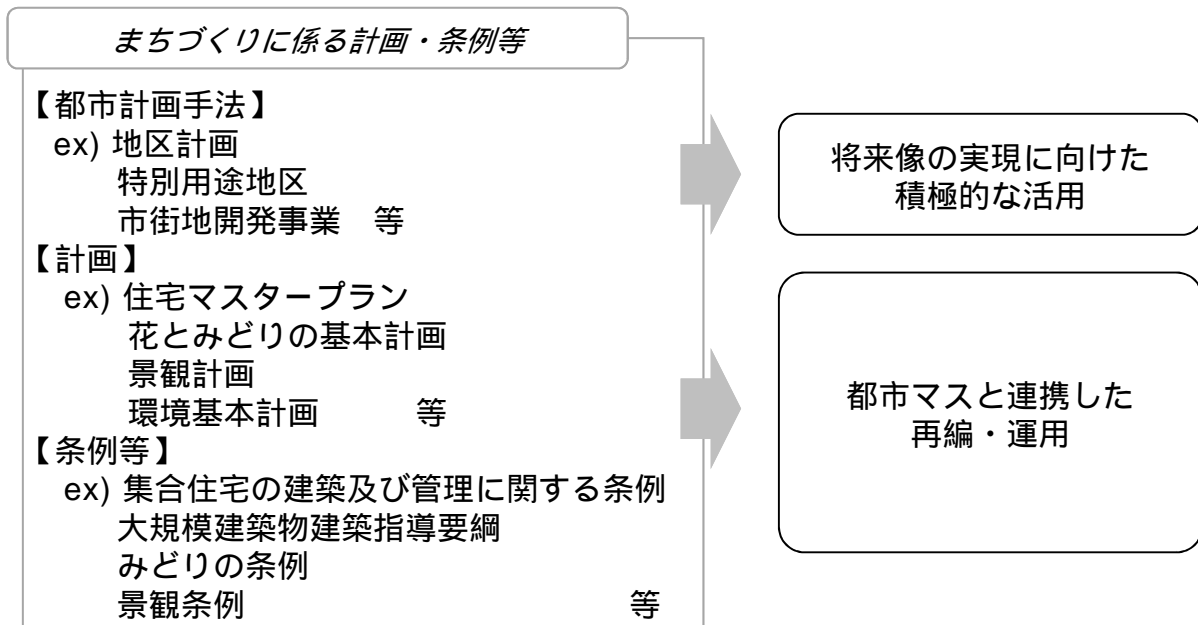
ex) 相談員派遣制度、都市再生推進法人、まちづくり会社 等



エリアマネジメントによるオープンカフェの実施例

3 まちづくりに係る制度の積極的な活用(本編P6-6)

- (1) 都市計画制度等の積極的な活用
- (2) 個別計画・関連条例・建築指導要綱との連携



4 まちづくりに係る情報の収集・共有(本編6-7)

- (1) 開発等の早期把握
- (2) まちづくりに係る資料の充実

- 開発や建築等の早期把握ができる仕組みの検討
- 各種情報媒体の活用による、まちづくりの情報や基礎資料等の区民への積極的な提供
- まちづくりカレッジ等による、まちづくりについて学習する機会の提供や考えるきっかけづくり

5 都市計画マスタープランの適切な運用・評価・見直し(P6-7)

- 計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)サイクルに基づいた施策、事業の見直しによる、有効性・効率性の評価と効果的な運用

6 まちづくり推進重点地区(本編P6-8~)

- 拠点性の向上やまちづくりの課題解決の必要性が高い地区として、まちづくり施策を集中的に投入する、まちづくり推進重点地区を設定する。
- これにより効果的な都市施策の実現を図るとともに、地域全体への波及効果も期待できる。

1) 都市施策の展開の核となる資源と課題を有する地区

- ・台東区らしい魅力や景観資源
- ・台東区特有のまちづくりの課題
- ・まちづくりの核となる土地や施設
- ・地元を中心としたまちづくりの動向(地元の機運)

2) まちづくり推進重点地区選定の優先条件

- ・台東区の顔・拠点づくりへ強く貢献すること
- ・迅速な課題解決が要求されていること
- ・保全・活用・再生のバランスのとれたまちづくりが必要なこと

3) まちづくり推進重点地区候補の抽出

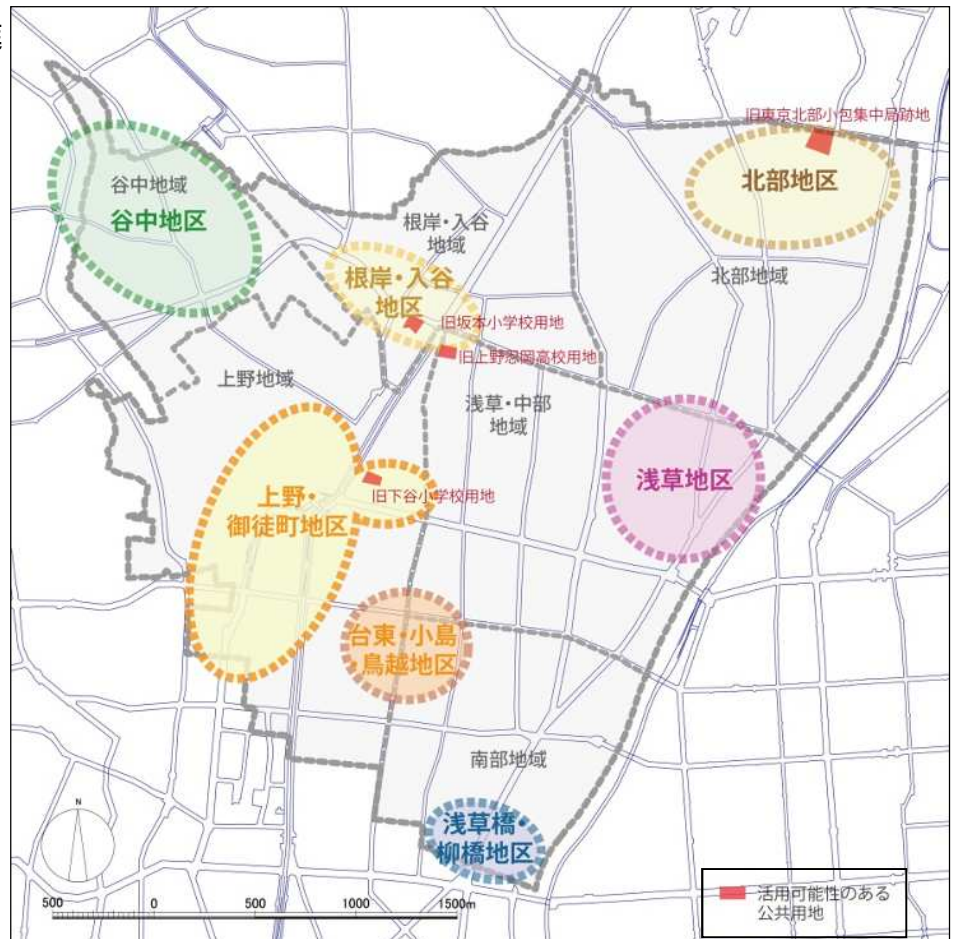
6) まちづくり推進重点地区候補の選定

まちづくり推進重点地区の選定フロー(案)

4) 将来都市構造の検討

5) 地域別まちづくり方針の検討

まちづくり推進重点地区(案)



7 まちづくりの実現に向けて(本編P6-11)

(1) 市街地環境・街並み・都市機能に係る状況調査の実施

- よりよい市街地環境の形成や様々な機能の調和を目指し、現在のまちの状況調査を実施するとともに、今後講ずべき適切な誘導・規制方策を検討する

市街地環境・街並み・都市機能の
状況把握

現在の誘導・規制方策の妥当性の検証

地域特性に応じた誘導・規制に向けた
手法の検討

各種条例・計画との連携や
都市計画手法等の活用によるルール化

市街地環境・街並み・都市機能に係る
状況調査の検討フロー(案)

(2) まちづくりに係る総合的な条例の検討

- 制度の体系化・明確化を図り、魅力的なまちづくりを推進するため、まちづくりに係る総合的な条例の制定を検討する。

まちづくりに係る総合的な条例のイメージ

まちづくりに係る 総合的な条例

条例による制度の体系化・明確化
総合的な運用

協働による
まちづくりの
推進

地区主体の
まちづくり
の推進

まちづくりに
係る
制度の
活用・検討

まちづくりに
係る情報の
収集・活用

都市マスの
適切な運用・
見直し

まちづくり
推進重点地区
の設定